

タロモノニ付キ會社側ニ注意警告ヲ發セラレタキ旨陳情ノ
タル後受ニ年前十時十分ヨリ

大村社會局長官ト會見前同様、陳情ヲ為シ同三十分辭去
ト當 藤訪同

次ヲ右第一班ノ一行ハ年前十時三十分當 藤ヲ訪同勞働課長
ト會見前同様、陳情ヲ為ストコロアリ高方佐課長ヨリ東京
ハ即ケ警報ノ下ニシテ警衛警備上ノ英ニ関シ地方ト自ラ
其ノ事情ヲ異ニスルヲ以テ特ニ其ノ行動ヲ自重スル様警告
シタルニ一同之ヲ諒トシ正午辭去直ニ本部ニ引上ケタリ

(4) 商工省松山監督局訪同

第一班手議周員ニ先當一以下十五名ハ懇同盟本部負能本席
藏以下三名引率ノ下ニ年前十時五十分商工省松山監督局
ヲ訪同

東松山監督局長及小木政課長ト會見手議ノ原因及經過ヲ

説明シタル後監督局トシテ適否ノ措置ヲ講セシレタキ旨ヲ
陳情シ之ニ対シ局長ヨリ陳情ノ趣旨ハ諒解セルヲ以テ至急
事實ヲ調査、上適否ノ方法ヲ取リタント答ヘタルニ一同之
レヲ諒トシ年前十時十五分辭去セリ

(5) 社大党本部訪同

次ヲ右第一班ノ一行ハ年前十時三十分社大党本部ヲ訪同

手野淳 浅沼祐次郎ト會見前同様手議ノ原因及經過ヲ説
明シタル後此ノ度ノ解雇問題ハ組合彈圧ヲアルカラ具体的
ニ其ノ内容ヲ明カニシ政治的ニ外彈セシレタキ旨陳情シタルニ対

シ 手野淳ヨリ方竹園係出身ハ代議士ト振議ニ対策ヲ講スル
尚ハ務者ニ対シテハ不考取締ヲ抗議シ高ニ者ニ対シテハ懇
切方ヲ要請スル旨答ヘタルヲ以テ一同之ヲ諒トシ年前十時五十分辭去

ニ手議対策委員會開催状況

午後一時五分ヨリ同三十分迄対策本部タル日本労働會館會議室